

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（総務省）

制 度 名	通信・放送システム災害対策促進税制の創設	
税 目	法人税	
要 望 の 内 容	<p>東日本大震災時における通信・放送サービスの広域的、長時間にわたる停滞の発生を踏まえ、大規模災害時においても、電気通信事業者及び放送事業者が、継続してサービス提供するために必要となる以下の対象設備について、特別償却の措置を適用する。</p> <p>① 対象者 電気通信事業者及び放送事業者</p> <p>② 対象設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備（商用電源の供給が停止した場合において、電気通信設備、放送設備に電力を供給するもの） ・災害発生時において通信・放送サービスの提供を維持するために必要な予備設備 <p>③ 措置内容 取得価額の 20%の特別償却</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲1,317 百万円 （ - 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>東日本大震災に比肩する大規模災害発生時においても、国民生活、経済活動、行政機能を支える通信・放送サービスの継続的提供ができるようにするため、国民の生命・身体の安全確保や国家機能の維持等を担う情報通信基盤の更なる強化の実現を図る。</p> <p>このため、通信・放送設備に係る非常用電源設備、予備設備の導入について電気通信事業者等にインセンティブを付与するための税制優遇措置を講ずるものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>東日本大震災で明らかになった課題として、通信・放送設備に対しこれまでに類を見ない被害が発生したこと、また、発災直後は通信・放送設備が備える非常用電源設備等により一定期間の通信・放送サービスの提供が行われていたものの、商用電源供給の停止が広域的、長時間に渡ったため、非常用電源が枯渇し、機能を停止する事態となったところ。</p> <p>東日本大震災の教訓を踏まえ、今後想定される大規模災害に備えるためには、広域的な被害を受けた通信設備等への迅速な復旧対策と、広域的、長時間に渡る商用電源供給停止による通信設備等の機能停止への防止策を講じることが、喫緊の課題。</p> <p>(参考)</p> <p>東日本大震災からの復興の基本方針（H23.7.29 東日本大震災復興対策本部）</p> <p>5復興施策（3）地域経済活動の再生 ⑨交通・物流・情報通信</p> <p>(iii) . . . 次世代の発展につながるよう、地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進など情報通信技術の利活用促進を行う。あわせてこれと一体的に情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備を進め、まちづくりと一体となった国民が安心して利用できる災害に強い情報通信ネットワークの構築に向けた取組を行う。</p> <p>5復興施策（4）大震災の教訓を踏まえた国づくり ⑤今後の災害への備え</p> <p>(V) . . . また、最大規模の外力に対するリスク評価、防災拠点（災害に強い施設）・情報伝達体制・警戒避難体制の整備、社会基盤の防災対策の強化とルートの多重化、必要な技術開発、災害に強い供給網の構築、企業の事業継続の取組みの促進等を行う。</p>	
	今回の要望に関連する事項	合理性

		約7割に対して、24時間以上継続した通信・放送サービスの提供を達成する。 また、通信・放送設備の被災時等においては、代替通信手段を講じ、更に迅速な復旧を達成する。	
	政策目標の達成状況	電気通信事業者及び放送事業者は非常用電源設備等を備えていたものの、今回の想定外の被災状況、広域的・長時間の商用電源供給の停止時においては、対応できなかったところ。	
	有効性	要望の措置の適用見込み	204社
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置を講ずることにより、既に設備投資済みの非常用電源設備等への更なる追加投資が促進され、これら設備の整備展開によって、国民の生命・身体 of 安全確保や国家機能の維持等を担う情報通信基盤の強化が期待されるものである。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税：固定資産税に係る課税標準の特例措置
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	非常用電源設備等の整備により、国民の生命・身体 of 安全確保や国家機能の維持等を担う情報通信基盤の強化を行うことは、極めて重要である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
前回要望時の達成目標		—	

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—